

輪島市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和6年3月27日

輪島市監査委員 飛岡 穰

輪島市監査委員 一二三 秀仁

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査実施日

令和5年11月1日

3 監査の対象

市立輪島病院、上下水道局

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和5年度の事務事業（令和4年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【市立輪島病院】

「意見」

- (1) 未収金については多様な方法で回収を実施している点は評価したい。
引き続き未収金の回収に努力していただきたい。
- (2) キャッシュレス決済やクレジットカード決済のほかにも有効な回収方法を検討していただきたい。日々進歩する医療機器の購入に際しては、早めの予算執行に努めていただきたい。令和6年度の診療報酬改定で加算による収益の増加策を検討願いたい。

【上下水道局】

「意見」

多様な納付方法を導入し納入に努力されていることは評価したい。

一方、未収金(滞納金)は債務者の高齢化等により過年度分の徴収が年々困難になっている。不納欠損処理については、状況を見極め慎重に対応するとともに今後も引き続き滞納縮減に努力願いたい。